

スロベニア共和国の口蹄疫等の清浄性に関するリスク評価の概要について

1 背景

- (1) 2010年4月、スロベニア共和国(以下、「スロベニア」という。)から同国における口蹄疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ等の清浄性を認定し、同国産豚肉の対日輸出を解禁してほしい旨要請があった。
- (2) このため、質問票の送付及び回答の接受、現地調査等により、スロベニアから我が国への生鮮豚肉の輸入を解禁した場合の我が国への口蹄疫の侵入リスクについて、定性的な評価を実施した。

2 スロベニアの家畜衛生体制等に関する情報

(1) 地理的状況

スロベニアは、東側でハンガリー、西側でイタリア、南側でクロアチア、北側でオーストリアと接する共和制国家である。国境の大半は陸地であるが、西側の一部をアドリア海と接している。国土面積は約2万km²(日本の約18分の1)である。なお、同国は2004年から欧州連合(EU)に加盟している。

(2) 獣医組織体制

スロベニアの家畜衛生当局は、農業環境省に属する食品安全・獣医及び植物衛生部局(Food Safety, Veterinary Sector and Plant Protection:AFSVSPP)であり、首席獣医官のもと、家畜衛生及び福祉課、家畜登録情報課等の担当課が設けられている。同国は首都リュブリャナ及びその他9都市にAFSVSPP直属の組織である地方事務所が設置されている。

(3) 家畜の飼養状況

2016年の牛の飼養頭数は約48万頭(約3万1千戸)、豚の飼養頭数は約30万頭(約1万8千戸)、めん山羊の飼養頭数は約14万頭(約8千戸)である。このうち、牛に関しては約3万戸、豚に関しては約1万7千戸が50頭以下を飼養する農場である。

スロベニアにおいては、全ての豚農場が当局の登録の対象となっている(自家消費用に1頭の豚を飼養している農場は除く)。登録農場で飼養され、AFSVSPPの認定する施設で処理された豚肉のみが輸出可能とされている。

(4) 食肉処理施設

スロベニアには70カ所のと畜場があり、そのうち豚を取り扱っているのは63ヶ所。また、食肉加工場は176カ所であり、そのうち豚肉を取り扱っているのは17ヶ所。全てのと畜場及び食肉加工場はAFSVSPPの登録を受ける必要があり、これら施設がEU域外の第三国向けの輸出認定を受けるためには、EU規則に基づくEU域内向け認定の取得に加え、輸出先国の要件を充足していることをAFSVSPPが確認し、別途当該施設に対する輸出許可証を交付される必要がある。

(5) 口蹄疫等の発生状況

スロベニアにおける口蹄疫の最終発生は1968年であり、同国において口蹄疫のワクチン接種は禁止されている。また、同国においてアフリカ豚コレラは未発生である。

豚コレラについては、1996年が最終発生であり、裏庭農場(雌豚9頭、雄豚1頭、肥育豚29頭)においてであった。豚コレラのワクチン接種は2000年以降禁止されている。なお、スロベニアは、口蹄疫及び豚コレラについてOIEの清浄性ステータスを取得している。

(6) 口蹄疫等のサーベイランス体制

口蹄疫についてはパッシブサーベイランスのみが実施されており、2015年は、同病を疑う事例の通報はなかった。

豚コレラについては、パッシブサーベイランスに加え、飼養豚及び野生いのししを対象としたアクティブサーベイランスが実施されている。2016年は、2015年にスロベニアがOIEの公式清浄性認定を取得したことから、豚生体における豚コレラのアクティブサーベイランスは行わず、死亡豚における病理学的検査及びRT-PCRのみを実施している。また、野生いのししについても、一定の抽出率のもと、狩猟されたいのししについて血清学的検査を行っている。また、これに加え、道路上で死亡しているいのしし等も検査に供される。なお、2015年は飼養豚について約4千5百頭、いのししについて452頭の検査が行われ、全て陰性であった。

アフリカ豚コレラについては、ポーランド及びバルト3国での発生を受け、2014年以降、パッシブサーベイランスに加え、農場における死亡豚、狩猟及び死亡イノシシを対象としたアクティブサーベイランスが実施されている。2015年は、飼養豚について302頭、いのししについて452頭の検査が行われ、全て陰性であった。

(7) 口蹄疫等発生時の防疫措置

口蹄疫等の発生が確定した場合、EU法規に基づき、発生農場における家畜の殺処分、死体の廃棄、汚染物品の隔離及び消毒、農場の洗浄・消毒等の措置が講じられる。また、発生農場の周囲半径3km以内が制限区域、半径10kmがサーベイランス区域として設定され、区域内で、飼養状況調査、家畜の移動制限、区域内で生産された肉の流通禁止、車両消毒、農場への新規家畜の導入禁止等の措置が講じられる。疫学関連農場が特定された場合には、必要に応じ家畜の殺処分、死体の処理、検査のための採材等の措置が実施される。

(8) 輸出入検疫

EU法規に基づき、スロベニア内には2ヶ所(空港及び港)の国境検疫所(BIP)が設置されており、4名の獣医師が配置されている。両BIPとも動物の輸入はできず、畜産物の検査のみが行われている。輸出検疫証明書は、AFSVSP地方事務所において、公的獣医師による書類及び現物確認等により、仕向け先国の要件充足が確認された上で発行される。

3 総合評価

- (1) スロベニアの家畜衛生体制及び疾病発生時の防疫対策に関し、組織・法制度ともに、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ等の重要疾病の発生予防や発生時の対応が可能な体制が整備されている。
- (2) 同国において、口蹄疫の最終発生は1968年、豚コレラの最終発生は1996年であり、これら疾病についてOIEの公式清浄性認定を受けている。また、アフリカ豚コレラは未発生である。さらに、これら疾病についてワクチン接種は禁止されており、これら疾病の発生を迅速に摘発できるサーベイランス体制が整っている。
- (3) 同国では、畜産物について最終製品から生産農場まで追跡可能なトレーサビリティ体制が整備されており、畜産物の輸出に当たって、家畜衛生当局の監督のもと輸出先国の要件を充足していることを確認した上で、衛生証明書が発行可能となっている。

以上のことから、スロベニアを口蹄疫、アフリカ豚コレラ及び豚コレラの清浄国として認定し、同国からの生鮮豚肉の輸入を解禁しても、輸入される豚肉を介して、口蹄疫等の病原体が我が国へ侵入するリスクは無視できると考えられる。

(以上)